

2024年5月29日

〔第1.1版で点検〕

「私立大学ガバナンス・コード」遵守状況報告書

概要

1. 法人名等

法人名	学校法人大東文化学園
法人代表者	理事長 中込秀樹
担当部署	総務部総務課
お問合せ先	03-5399-7309

2. 「基本原則」及び「遵守原則」の遵守概況

基本原則	基本原則の遵守状況	遵守原則	遵守原則の遵守状況
1. 自律性の確保	「遵守」	1-1	「遵守」
2. 公共性の確保	「遵守」	2-1	「遵守」
		2-2	「遵守」
3. 信頼性・ 透明性の確保	「遵守」	3-1	「遵守」
		3-2	「遵守」
		3-3	「遵守」
4. 継続性の確保	「遵守」	4-1	「遵守」
		4-2	「遵守」

3. 遵守状況の確認フロー図

○担当部署：遵守状況の点検、報告書の作成	
↓付議	
○常務会：遵守状況の確認・承認	
↓	
○常務審議会：遵守状況の確認・了承	
↓	
○理事会：遵守状況の確認・了承	
↓	
○評議員会：遵守状況の報告	
↓公表	↓報告
○ステークホルダー	○私大連

「基本原則」及び「遵守原則」の遵守状況（取組状況）の詳細等

1. 各「基本原則」及び「遵守原則」の遵守状況の説明

基本原則「1. 自律性の確保」

遵守状況	「遵守」
基本原則の遵守方法に係る説明	私大連ガバナンスコードに定められた方策に基づき、当該原則を遵守している。

遵守原則1-1 教育研究目的の明確化、理解の獲得

遵守状況	「遵守」
エクस्पラインの種類	コードの記載通りの方策により遵守している
遵守原則の遵守方法に係る説明	創立110周年を迎える2033年までの10か年間の中長期計画「DAITO VISION 2033」を策定し、事業の取組を昨年度より開始しています。本中長期計画は前中長期計画の理念・方針を継承し、「アジアから世界へー多文化共生を目指す新しい価値の不断の創造」の大学理念のもと、教育、研究、社会貢献、国際化、運営及びガバナンスの重点領域に関する基本目標を定め、前中長期計画で掲げた6つのヴィジョンとの関連性を明示し再構成しています。担当部局が各施策のロードマップや達成指標を策定し、これを各会計年度の事業計画において事業化し、大学全体の進捗を事業報告書にまとめ、大学のWebページに公表しています。中長期計画全体の進捗管理については、学長室会議において達成状況評価基準に照らし検証を行なうこととしています。また、大学の基本方針の「大学の理念・目的」、「内部保証に関する方針」、「教育研究組織の編成方針」、「学生支援に関する方針」、「教育研究等環境に関する方針」、「大学運営・財務に関する方針」、「国際化に関する方針」、3つのポリシー（「学位授与の方針」「教育課程編成・実施の方針」「入学者受入れ方針」）を示し、これらを大学Webページで公表しています。

基本原則「2. 公共性の確保」

遵守状況	「遵守」
基本原則の遵守方法に係る説明	私立大学ガバナンス・コードの定められた方策等に基づき、当該原則を遵守している。

遵守原則 2 - 1 有益な人材の育成

遵守状況	「遵守」
エクस्पラインの種類	コードの記載通りの方策により遵守している
遵守原則の遵守方法に係る説明	建学の精神・教育理念に基づく人材育成を果たすため、中長期計画「DAITO VISION 2033」を策定し、毎会計年度に策定する事業計画には、中長期計画の基本目標や具体的施策のうち重要度の高い項目を基本方針や行動計画に掲げ、ロードマップ、達成目標、成果指標を設定し事業活動に取り組んでいます。「学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」、「入学者受入れ方針」については、カリキュラム等との整合性、入学制度改革の内容等に照らし、毎年自己点検・評価活動において各学部・学科がチェックを行ない、適宜改訂をすることで各方針の実質化を図っています。リカレント教育については、「リカレント教育の推進に関する規程」を定め、具体的な方針及び施策等を策定し、実施することを目的とする推進室の開設、運営に関する事項を審議する体制を整備しています。各事業は、自己点検・評価活動を通じた改善サイクルにより、教育研究活動の向上及び変容する人材育成への対応に努め、2023年度受審した（公財）大学基準協会の大学評価（認証評価）では、「適合」の認定を受けました。

遵守原則 2 - 2 社会への貢献

遵守状況	「遵守」
エクस्पラインの種類	コードの記載通りの方策により遵守している
遵守原則の遵守方法に係る説明	<p>中長期計画の柱の一つに社会・地域貢献機能の一層の強化を挙げ、「社会連携・社会貢献に関する方針」を策定し、「地域連携センター」を中心に社会・地域連携事業の推進に取り組んでいます。地域住民等を対象としたオープンカレッジ・公開講座を展開するほか、9つの自治体(市区町)との連携事業の実施や、TJUP(埼玉東上地域大学教育プラットフォーム)の一員として、地元企業と地域の課題解決と発展に向けた様々なプロジェクトに取り組んでいます。学生のボランティア活動の支援として、地域や社会のニーズと学生のシーズのマッチングを行う「D-VOIS」(Daito Volunteer Information System)を通じ、ボランティアに関する情報の提供および必要な各種講座を開催し、学習の場と機会を広げ、ボランティアの積極的な取組みの活性化につなげています。</p>

基本原則「3. 信頼性・透明性の確保」

遵守状況	「遵守」
基本原則の遵守方法に係る説明	私立大学ガバナンス・コードの定められた方策等に基づき、当該原則を遵守している。

遵守原則3-1 法令の遵守、社会貢献

遵守状況	「遵守」
エクस्पラインの種類	コードの記載通りの方策により遵守している
遵守原則の遵守方法に係る説明	学園、理事の業務執行や財産状況の把握、適正な運営の確保を目的として、「学校法人大東文化学園監事監査規程」を制定し、監事監査は監事監査計画書に準拠し執行されており、監事より提出された監査調書を確認のうえ、各部署の業務改善に繋げています。監査実施の際、適正な職務執行が実施されるよう監事の求めに応じた必要資料の提供や説明等の情報提供や監事が理事会、評議員会、その他重要な会議へ出席し意見を述べることのできるなどの体制を整えています。監事間においては監事会の実施により連携・調整されており、会計監査法人、監査室との三者による協議・意見交換が定期的な実施され、監事間の連携を深めています。

遵守原則 3 - 2 理事会による執行、監督機能の実質化、不正防止制度整備

遵守状況	「遵守」
エクस्पラインの種類	コードの記載通りの方策により遵守している
遵守原則の遵守方法に係る説明	<p>「学校法人大東文化学園経営倫理綱領」を定め、「学園関係者全体、とりわけ役員、評議員及び管理的立場にある教職員の責任の自覚及び自主的な倫理の涵養が何よりも必要であり、公正かつ責任ある組織・運営を保障する制度と規範を明確にする」と規定し、コンプライアンス推進会議のもと計画的なコンプライアンス研修の実施により法令遵守への啓発に努めています。その他教職員の職務権限や職責について、「事務組織並分掌規則」、「職務権限基準」に定め、規程によって明確化しています。学内理事・評議員の選任・解任については、選任規程等、寄付行為を定め、規程化された手続きに基づき行われております。また、役員等の報酬について「役員等報酬規程」を定め、これを大学Webページで公表しています。</p> <p>「学校法人内部監査規程」を定め、理事長直轄の監査室を設置し、監査員による内部監査計画に基づき、定期監査、確認監査を実施することで、業務の実態の把握、運営の適正化や法令・諸規則並びに社会規範等に準拠の適否の検証を行ない、有効な改善・改革に繋げています。また、「学校法人大東文化学園個人情報保護に関する規程」の整備や、法令等違反行為の未然防止や早期発見を図るため、「学校法人大東文化学園公益通報者等の保護等に関する規程」を整備し、内部及び外部の通報窓口を設置し大学Webページに公表し、他大学の諸規程も参考にするなど機能的に運営し内部統制体制の充実を図っています。</p>

遵守原則 3 - 3 積極的な情報公開

遵守状況	「遵守」
エクस्पラインの種類	コードの記載通りの方策により遵守している
遵守原則の遵守方法に係る説明	<p>「学校法人大東文化学園情報公開規程」を整備し、情報の公開及び開示に関する必要な事項を定め、中長期計画、事業計画書、事業報告書のほか、認証評価や外部評価結果等、学外からの評価結果や法令に定められた財務書類並びに法人出資による事業会社に関する状況などを大学Webページで広く公表しています。財務状況については、読み手がわかりやすく理解が深まるよう図表や学校法人会計について解説などを付して公表しています。</p>

基本原則「4. 継続性の確保」

遵守状況	「遵守」
基本原則の遵守方法に係る説明	私立大学ガバナンス・コードの定められた方策等に基づき、当該原則を遵守している。

遵守原則4-1 大学運営に係る諸制度の実質化、自律的な大学運営

遵守状況	「遵守」
エクस्पラインの種類	コードの記載通りの方策により遵守している
遵守原則の遵守方法に係る説明	<p>理事長、常務理事、理事の職務権限・責任並びに選任、解任及び退任手続きについて、「大東文化学園寄附行為」、「学校法人大東文化学園理事会の業務及び運営に関する規則」に規定し、教学組織と法人組織の役割や権限、責任については、「事務組織並分掌規則」、「職員任免規則」、「職務権限基準」等に規定し明確化しています。理事会、評議員会は学内・外の所属者で構成され、そのうち学外理事（評議員）は卒業生と学識者に分類する等、各会議体が適切な相互牽引により緊張感を保つようバランスの取れた構成になっています。理事会及び監事は、独立して発言する機会が与えられており、常に情報を共有できる仕組みが構築されており、また、理事長と監査室間でも適切な意思の疎通により、問題点の共有がなされており、理事会等に出席することで役割や機能の実質化について定期的なチェックを行っています。</p> <p>理事会等では、一週間前にタブレット端末による会議資料の閲覧・確認ができるよう十分な検討時間を確保して審議がなされており、決定事項は教職員の会議体で共有されています。</p>

遵守原則 4 - 2 財政基盤の安定化、経営基盤の強化

遵守状況	「遵守」
エクस्पラインの種類	コードの記載通りの方策により遵守している
遵守原則の遵守方法に係る説明	<p>中長期計画に外部資金獲得強化を掲げ、100周年を機に寄付金収入増加を目指した専門部署を設置し、募金事業推進のための体制を整備しました。大学の発展のために必要とする施策への支援、寄付者の共感からの支援、その両面から9つの種類の目的を設けた「記念事業募金」や、100周年を記念した「椅子募金」、その他「古本募金」を実施し、寄付支援をいただいた方々への感謝の意を表した顕彰制度を行っています。補助金については総務課を所管とする体制のもと、関係部署との連携及び大学執行部との定例会議を通じ、補助金申請要件となる取組み内容を確認する必要な情報収集に努めるとともに、教育改革の推進を支援し安定的な獲得を目指しています。研究推進室を設置し、学内の研究活動に係る窓口を一つに集約し、事務処理の効率化、執行ルールの一統化を図り、研究活動の支援、研究費の獲得に向けた体制を整えています。管理運営上のリスク管理については、コンプライアンス推進会議を設置し、全体を統括する機能を置くとともに、個々の事案に対しては、公益通報対応委員会、ハラスメント問題調整委員会、個人情報委員会等の各種委員会を設置し、対応する体制を整備しています。</p>